

いずもようごがっこう ぼうしどう たいさく  
～出雲養護学校におけるいじめ防止等の対策について～

へいせい ねん がつ にち ぼうし たいさく すいしん ほう しこう う へいせい ねん がつ  
平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、平成26年4月3  
0日には「島根県いじめ防止基本方針～しまねの子どもの絆づくりをめざして～」が策定され  
ました。本校でも県の方針を受けて、いじめ防止等の対策に係る体制を整えています。

いずもようごがっこう ぼうしきほんほうしん さくてい  
I 「出雲養護学校いじめ防止基本方針」の策定

ほんこう じどうせいと あんぜん あんしん あか げんき たの ゆた がっこうせいかつ  
本校では、児童生徒が安全で安心して、明るく元気に、楽しく豊かな学校生活を送ることがで  
きるように、がっこう かてい かんけいしよきかん ちいき いま いじょう れんけい もと ぼうしどう  
学校・家庭・関係諸機関・地域との今まで以上の連携の下、いじめの防止等のため  
たいさく そうごうてき こうかてき すいしん きほんてき ほうしん いずもようごがっこう さくてい  
の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「出雲養護学校いじめ防止  
きほんほうしん さくてい  
基本方針」として策定しています。

「いじめの防止（未然防止のための取り組み等）」に始まり、「早期発見（いじめのサインを  
みのが そうきはっけん そちどう じあん たいおう じょう たいおう ふく  
見逃さない、早期発見するための措置等）」、「いじめ事案への対応（ネット上の対応も含めた  
そしきてきたいおうどう いちれん ないよう ねんかんかつどうけいかくどう する ねんど みなお  
組織的対応等）」までの一連の内容や年間活動計画等を記しており、年度ごとに見直しをして  
います。

ていぎ ほうだい じょうさんしやう  
(1) いじめの定義（法第2条参照）

「いじめ」とは、じどうせいと たい どうがいじどうせいと ざいせき がっこう ざいせき など どうがいじどう  
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童  
せいと いてい にんげんかんけい た じどうせいと おこな しんりてきたま ぶつりてき えいきやう あた こうい  
生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（イン  
ターネットを つう おこな ふく どうがいこうい たいしやう じどうせいと しんしん く  
通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦  
つう かん  
痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、いてい にんげんかんけい がっこう ないがい と おな がっこう がつきやう ぶかつどう じどうせいと じゆく  
学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾  
などどうがいじどうせいと かなか なかま しやうだん どうがいじどうせいと  
やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒  
との何らかの人間関係を指します。

※「物理的な影響」とは、ぶつりてき えいきやう しんたいてき えいきやう ほか きんぴん かく されたり いや  
身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを  
無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけあいであつても、見えないところ  
ひが い ぼっせい ばあい はいけい じじやう ちやうさ おこな じどうせいと かん  
で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる  
ひがいせい ちゃくもく がいどう いな ほんだん  
被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

この定義を踏まえ、このこころの行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、ほんだん ひやうめんてき けいしきてき  
表面的・形式的に  
おこな うった など しんし う と う じどうせいと たちば た おこな  
行うことなく、その訴え等を真摯に受け止め、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うこ  
ととします。

いぜん ていぎ  
以前のいじめの定義

×「自分より弱者」に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻  
な苦痛を感じているもの」  
⇒間違った認識で対応しないようにしていきます

## 2 いじめ防止・対策等のための組織を設置

### (1) 「いじめ防止委員会」の設置

本校の方針の下、「いじめ防止委員会」を設置しています。委員会は学校内外におけるいじめの未然防止、早期発見を行うために、定期的に開催しています。

### (2) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめと認知した場合の解決に向けた取り組みは、「生徒指導委員会」を中心とした「いじめ対策委員会」を立ち上げて、組織的に取り組んでいきます。

## 3 いじめの未然防止のための取組

全教育活動を通して、自尊感情、自己肯定感や自己有用感を育み、人権意識を高め、豊かな人間性を養っていくことが重要です。そして、未然防止にすべての教職員が継続的に取り組み、「いじめは絶対に許されない行為である」という学校を作り上げなければなりません。

### (1) 日々の授業、部活動等、学校生活の充実

好きなことや得意分野を活かした活動内容の選定と実力を発揮できる場、友達と共に活動する楽しさや成就・達成感を体験できる場面設定に努め、自尊感情や自己有用感等を育みます。

自分自身の良さや適性・成長(変容)・課題に気づくことのできる言葉かけ、考え方や行動等にポジティブなイメージを持つことのできる言葉かけを心がけ、欲求不満やストレスへの対処方法を見出すことができるようにします。

日常生活や社会生活に必要なマナーとルール、高等部にあっては生徒心得に基づく指導を継続します。また、児童生徒が中心となつてのいじめ防止をめざした日々の取り組みを推進していきます。

教育活動全体を通して、人権教育や道徳教育、ふるさと教育等の充実を図ります。

### (2) 自己理解と他者理解、コミュニケーション能力の向上

相手や場に相応しい言動、さらには自分自身の思いや願いを話す、友達の思いや願い、発言に至った理由を聞く場面等、自分自身を振り返る(考える)・児童生徒同士で話し合う時間や相手を知る・思いやる場の確保に配慮し、自己理解、他者理解の力を育み、コミュニケーション能力の向上へとつなげていきます。

### (3) 児童生徒の内面理解と教育相談の実施

障がい特性を理解し、児童生徒の言葉や表情などから、思いや願い・物事の捉え方や考え方の内面理解に努め、状況に応じてスクールカウンセラー等との連携を取ります。

良好な人間関係を構築し、すべての児童生徒の存在をありのままに大切にする学級・学校作りに向けて生徒指導を推進します。

### (4) 研修会の企画と実施

児童生徒・教職員・保護者等を対象とした「いじめ問題」に関する校内研修会を人権・同

わきょういくすいしんいんかい れんけい きかく じっし りかい ぼうし じっせんほうほう まな じんけん い  
和教育推進委員会とも連携して企画・実施し、理解といじめ防止の実践方法を学び人権意  
識を高めていきます。

・すべての教職員の共通理解を図るために、いじめの問題に関する校内研修を実施します。

#### (5) 保護者、関係諸機関、地域との連携

・PTA活動・地域懇談会等での学校いじめ防止基本方針の周知、ホームページの活用など  
を通して、いじめの防止に向けた理解と協力を得ます。

・周辺地域の学校との連携を図り、いじめ防止に向けて理解と協力を得ます。

・所轄警察署と連携し、警察職員や少年警察ボランティア等によるいじめの防止を主眼とし  
た非行防止に向けた取り組みをします。

#### (6) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

・特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の様子を学校全体で把握し、

その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行います。また、保護者や家庭との連携、  
周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に実施したり、異校種間の連携を進めたりし

て児童生徒について情報共有を行います。

・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの

外国につながる児童生徒

・性同一障がいや性的傾向、性自認に係わる児童生徒

・災害等により被災した児童生徒、又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

・新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や

治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等

## 4 相談体制の整備

いじめに限らず、困ったことや迷っていること、悩んでいることがあれば、誰にでも相談できる  
雰囲気作りと相談することの大切さを児童生徒へ伝え、希望や状況に応じてスクールカウンセ  
ラーにも相談できることを周知していきます。